

# 蒲生北部復興 区画整理だより

VOL11

発行：仙台市 復興事業局 復興まちづくり部 蒲生北部整備課  
[http://www.city.sendai.jp/fukko/1205241\\_2757.htm](http://www.city.sendai.jp/fukko/1205241_2757.htm)

平成26年  
5月23日



## ごあいさつ

日頃より本市の復興への取り組みにご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

現在、換地設計や審議会選挙の開催に向けた準備作業を進めております。地権者の皆様におかれましては、前号でもお伝えしたとおり、相続を行う場合や登記していない借地権をお持ちの場合等、本市への届出が必要となりますので、お早めにご連絡いただきますようお願いいたします。

円滑な事業実施に向けて、今後ともなお一層のご協力をよろしくお願いいたします。



## お知らせ

### ◆これからの区画整理事業のスケジュールについて

現在予定しているスケジュールは下表のとおりです。今後の事業の進捗に合わせ、適切な時期に改めてご案内いたします。

項目		日時	説明
今後の事業に関する説明会の開催		平成26年6月4日、5日	今後のスケジュールや予定している実施作業等の全体説明会を開催いたします。
個別説明会の開催		平成26年6月25日～7月6日(7月3日除く)	現時点で特に換地のご意向を確認したい方に個別説明会を開催いたします。
基準地積の決定		平成26年8月～12月頃	換地設計にあたり、基準地積を決定します。基準地積とは、土地の再配置を行うにあたり、再配置前の皆様が所有している土地の地積(面積)のことをいいます。
土地 区画 整理 審議会 選挙	選挙期日(投票日)の公告	平成26年5月23日予定	選挙期日(投票日)の公告を行います。
	選挙人名簿作成基準日	平成26年6月16日予定	基準日時点の権利者で名簿を作成します。
	選挙人名簿縦覧の公告	平成26年6月30日予定	選挙人名簿縦覧の公告を行います。
	選挙人名簿の縦覧及び異議申し出期間	平成26年7月7日～7月14日予定	作成した名簿の縦覧を行います。名簿に記載漏れや誤りがある場合は縦覧期間中に異議を申し出ることができます。
	選挙人名簿確定及び委員の数の公告	平成26年7月25日予定	選挙人名簿確定及び委員の数の公告を行います。
	立候補の受付期間	平成26年7月26日～7月30日予定	権利者の中から立候補または推薦を受け付けます。それぞれ届出の提出が必要となります。
	候補者の氏名・住所の公告	平成26年8月1日予定	立候補または推薦により届出のあった候補者の氏名・住所を公告します。
	選挙場の公告又は投票を行わない旨の公告	平成26年8月4日予定	届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えない場合は投票を行いません。
	選挙期日(投票日)	平成26年8月10日予定	選挙場にて投票を行っていただきます。
	当選人の住所・氏名の公告	平成26年8月15日予定	当選人の氏名・住所の公告を行います。
仮換地指定案個別説明会の開催		平成27年1～3月頃	仮換地指定案について個別説明会を開催する予定です。
仮換地の指定		平成27年度～	平成27年度より仮換地指定を行う予定です。



## お知らせ

### ◆土地区画整理審議会とは・・・

土地区画整理審議会は、施行者（仙台市）の諮問機関としての役割を持ちます。

権利者の中から選出された委員等により構成され、事業を進める上で様々な事項について審議を行います。

審議会の権限には同意を要する事項と意見をお伺いする事項があり、主な審議事項は下表のとおりです。

審議会の権限	審議事項		権限
	1 仮換地の指定 ※仮換地を指定しようとする場合は、あらかじめ審議会の意見を伺います。審議会の意見を尊重しながら検討を行います。		意見
	2 換地計画	(1) 宅地地積の適正化 ※宅地地積の適正化を図るため地積の小さい宅地について、過小宅地とならないよう換地を定めることができます。 過小宅地と判断する基準の地積は、審議会の同意を得て定めます。	同意
		(2) 借地地積の適正化 ※借地地積の適正化を図るため地積の小さい借地の借地権について、過小借地とならないよう借地権の目的となる宅地を定めることができます。 過小借地と判断する基準の地積は、(1) 宅地地積の適正化で定めた過小宅地と判断する基準の地積と同様です。	同意
		(3) 特別の宅地に関する措置 ※例えば、共有でお持ちの私道等の土地については、利用状況により審議会の同意を得て、換地を定めず金銭での清算となります。	同意
		(4) 保留地の設定 ※保留地の位置を定める場合は、審議会の同意が必要となります。	同意
3 評価員の選定 ※評価員とは、土地または建物の評価について適正妥当とするための諮問機関で、評価の経験を持つ者3人以上を審議会の同意を得て評価員に選任します。		同意	
委員の構成	<p>施行規程に基づく委員の数（<u>所有権者委員</u>、<u>借地権者委員</u>および<u>学識経験者委員</u>）をもって構成します。本事業では所有権者委員および借地権者委員を合わせて<u>8名</u>、権利者の割合に応じて所有権者委員と借地権者委員の割合が決まります。学識経験者を<u>2名</u>と定めています。</p> <p>所有権者委員および借地権者委員は選挙により、各々の権利者から選出し、学識経験者は市長が選任します。</p>		
委員の任期	<p>施行規程に基づき、本事業では委員の任期を<u>5年</u>と定めています。</p>		
開催の頻度	<p>概ね1～2か月に1回の頻度で開催されますが、仮換地の指定の検討時期になると週1回程度となります。</p>		

### ◆環境影響調査について

前号に記載の環境影響調査の概要について、市ホームページに掲載しました。

URL: [http://www.city.sendai.jp/fukko/1205241\\_2757.htm](http://www.city.sendai.jp/fukko/1205241_2757.htm)

仙台市復興事業局 復興まちづくり部 蒲生北部整備課

住所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 本庁舎4階

TEL：022-214-8031 FAX：022-214-8350 Email：fko002250@city.sendai.jp



コアジサシは蒲生干潟を訪れる野鳥です。中野小学校の蒲生図鑑に紹介されて可愛がられてきました。